

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

本資料は、慰謝料の金額が示されている裁判例(身体的損害に係るものを除く。)について、審査会の議論の参考資料として抽出・作成したものであり、原子力損害をこれらの損害類型と同視しているわけではなく、また、指針における損害賠償の金額等に予断を与えるものでもない。

番号	類型	判決年月日	事案の内容	判決内容(抜粋)	認容金額
1	空港・基地騒音	東京地裁八王子支部 平元・3・15	横田飛行場の周辺住民が、米軍機から生ずる騒音、排気ガス、振動等により、生活妨害、健康被害、生活環境等の被害を受けたとして訴訟を提起したもの。(横田基地第三次訴訟)	前記諸外国における飛行場周辺の土地利用の規制に関しては住宅に防音工事を要するとされている基準値はこれをW値(加重等価係属感覚騒音レベル)に換算すると75ないし80程度であること、前記のとおりW値85の騒音環境ではPTS(難聴)が生じるおそれがあるとの指摘があること、その他これまでに述べてきた侵害行為の態様、原告らの受けている被害の性質やその程度等本件に顕れた諸般の事情を総合して考慮したとき、本件における受忍限度を決定づける数量的限界としては、前記 類型Ⅰの地域 (第一種、第二種住居専用地域、住居地域及び無指定地域)においては W値75 、 類型Ⅱの地域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)においては W値80との数値を採るのが相当である 。 ※控訴審判決(東京高判平6・3・30)においても概ね同様の判断	慰謝料月額:①W値75~80の地域は 3,000円 、②同80~85の地域は 類型Ⅰで5,000円 、 類型Ⅱで4,500円 、③同85~90の地域は 8,000円 、④同90以上の地域は 12,000円
2	空港・基地騒音	名古屋高裁金沢支部 平6・12・26	小松飛行場の周辺住民が、自衛隊機及び米軍機の騒音によって種々の被害を受けているとして損害賠償等を求めたもの。(小松基地騒音公害訴訟)	本件において一審被告による侵害行為として認められるものは、小松飛行場を離着陸する自衛隊機及び米軍機の発する騒音と振動であるが、その中心である通常訓練における自衛隊のジェット戦闘機の発する騒音については、…、その音は人に不快感をもたらす、特有の耳障りな金属音を有するものであり、こうした航空機騒音は、特にW値85以上の地域においては深刻であること、他方、このような航空機騒音は、間欠的であるうえ、ピークレベルの持続時間が比較的短く、…、右航空機騒音等による一審原告らの被害は、前述のとおり、生活妨害、情緒的被害という生活上の不利益に止まっており、難聴等の身体的被害の発生を認めることはできないことを総合勘案すれば、 本件航空機騒音(これに伴う振動も含む)によって一審原告ら小松飛行場周辺住民が受ける被害は、W値80以上の地域においては、生活上受忍しななければならないような軽度のものではないと認めるのが相当である 。	慰謝料月額:①同80~85の地域は 5,000円 、②同85~90の地域は 8,000円 、③同90以上の地域は 12,000円

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

3	空港・基地騒音	福岡高裁那覇支部 平10・5・22	嘉手納飛行場の周辺住民が、米軍機の騒音による被害を理由に、損害賠償等を求めたもの。(嘉手納基地騒音公害訴訟)	一審原告らは、本件飛行場に離着陸する航空機の騒音等により、身体的被害までは被っていないとはいえ、比較的低暴露の地域においても、他人と円滑に会話がかわし、十分な睡眠や休業をとるなど人間らしい生活を享受する利益を侵害されたこと等により精神的苦痛を被っていること等これまでに述べてきた侵害行為の態様、一審原告らの受けている被害の性質や程度、その他本件に顕れた諸般の事情を総合的に考慮すると、本件における受忍限度を画する数値としては、一審原告らのうち、 類型Ⅰの地域内に居住している者についてはW値75以上、類型Ⅱの地域内に居住している者についてはW値80以上の数値を採用するのが相当というべきである。	慰謝料月額：①W値75～80の地域は 2,000円 、②同80～85の地域は 5,000円 、③同85～90の地域は 9,000円 、④同90～95の地域は 12,000円 、⑤同95以上の地域は 18,000円
4	空港・基地騒音	最高裁 平19・5・29	横田飛行場の周辺住民が、航空機騒音等による被害について訴訟を提起したもの。(新横田基地訴訟)	横田飛行場において離着陸する米軍の航空機の発する騒音等により精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする被上告人らの上告人に対する損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、その性質上、 将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものであるから、これを認容する余地はないものというべきである。 ※口頭弁論終結後判決言渡日までの将来請求の一部を認容した控訴審判決(東京高判平17・11・30)を破棄したもの	慰謝料月額：①W値75～80の地域は 3,000円 、②同80～85の地域は 6,000円 、③同85～90の地域は 9,000円 、④同90以上の地域は 12,000円
5	空港・基地騒音	福岡高裁 平4・3・6	福岡空港の周辺住民が、飛行場を使用する米軍機から生ずる騒音、排気ガス、振動等により生活妨害、健康被害、生活環境等の被害を受けたとして本件訴訟を提起したもの。(福岡空港訴訟)	被控訴人らの被害の内容が身体的被害に至っていない事実と本件空港の公共性等本件に顕れた一切の事情を総合して考慮すれば、 本件の航空機騒音被害による1か月当たりの慰謝料算定の基準額は、一定のW値と各指定区域の関係において、右のとおり定めるのが相当である。 慰謝料の減額事由は、危険への接近と住宅防音工事であるが、昭和52年1月1日以降受忍限度を超える地域内へ転入した者は、前記慰謝料基準額の二割減とし、住宅防音工事の助成を受けた者については、施工日の翌日以降施工部屋数一室当たり前記慰謝料基準額の一割減とする。 ※最高裁(平6・1・20)でもこの判断を維持	慰謝料月額：①W値80～90の地域は 2,500円 、②同90～95に準ずる地域は 5,000円 、③同90～95の地域は 7,000円 、④同95以上の地域は 10,000円

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

6	道路騒音・排気ガス等	最高裁 平7・7・7	<p>国道43号、兵庫県道高速神戸西宮線及び同大阪西宮線の沿道からおむね50m以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排気ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対し、損害賠償等を求めたもの。</p>	<p>(一)居住地における屋外等価騒音レベルが65以上の騒音に暴露された被上告人らは、本件道路端と居住地との距離の長短にかかわらず受忍限度を超える被害を受けた、(二)本件道路端と居住地との距離が20メートル以内の被上告人らは、(1)その全員が排気ガス中の浮遊粒子状物質により受忍限度を超える被害を受けた、(2)騒音及び排気ガスによる被害以外の心理的被害等を併せ考えると、屋外等価騒音レベルが60を超える騒音に暴露された者が受忍限度を超える被害を受けたと判断したものである。要するに、原判決は、受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別するため、居住地における屋外等価騒音レベルを主要な基準とし、本件道路端と居住地との距離を補助的な基準としたものであって、この基準の設定に不合理なところがあるということではできず、所論の違法はない。</p>	<p>騒音：慰謝料月額1万円、8,000円、6,000円、5,000円 排気ガス：慰謝料月額3,000円</p>
7	地下鉄工事の騒音・振動等	大阪地裁 平元・8・7	<p>大阪市営地下鉄2号線の建設工事に伴う騒音、振動、地盤沈下等により家屋の損傷及び精神的苦痛を受けたとして、沿線住民40世帯158人が訴訟を提起したもの。</p>	<p>原告らが本件地下鉄工事の沿道に居住し右工事期間中の騒音・振動・粉塵等を中心として受けた精神的被害に対する慰藉料としては、その共通性と右相関性から原告らの本件沿道居住期間中の同工事日数をもって右算定の主たる基礎とするを相当とする。 原告らが精神的被害を被った本件地下鉄工事による騒音・振動・粉塵等の内容と程度、本件騒音・振動・粉塵等の中には受忍限度を超えた違法なものがあること、本件騒音・振動・粉塵による原告らの被害の程度・状況、本件地下鉄工事の施工期間、施工内容・状況、施工時間帯等については、前記認定説示のとおりであり、また、これら本件に現れた一切の事情の下における原告らに共通した一律慰藉料額は工事期間中の工程内容により日々差異があるが、日々の慰藉料額を特定立証できないので1日当たり平均して算定することとして、本件地下鉄工事施工(着工)時成人に達していた原告らについては本件沿道居住期間中の工事日数一日当たり金200円、また、その当時未成年者であった原告らについては右一日当たり金100円をもって相当と解する。</p>	<p>慰謝料日額 成人：200円、未成年者100円 (※月額に換算すると、成人：6,000円、未成年者：3,000円)</p>
8	マンション建設による騒音等	大津地裁 平9・8・21	<p>被告マンション建築主及び施工者が行ったマンション建設により、原告近隣住民(2名)は、騒音等による被害を被ったとして、慰謝料等を求めたもの。</p>	<p>原告Aには本件マンションによる騒音の増大とプライバシーの侵害の被害を受けており、原告Bは騒音の増大の被害を受け、その被害は本件マンション建築後約3年間継続してきたから、それにより原告らには精神的損害が生じていると認められ、これにつき被告建築主はその損害賠償として慰謝料の支払義務を負うと解するべきである。そして、前記に述べたとおり、A宅の騒音の被害は主に電車が通過する時であること、B宅の騒音の被害は気象状態に左右されるものであることなどに照らすと、慰謝料の額は、右認容額が相当と認められる。</p>	<p>慰謝料36万円、18万円</p>

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

9	マンション内騒音	東京地裁八王子支部 平8・7・30	<p>被告住人は、マンションの管理組合規則・使用規約に違反して所有建物の絨毯張りの床を非防音タイプのフローリングに張り替えたため、歩行音等の生活音すべてが断続的に階下に居住する原告住人(2名)の建物内に響き聞こえてくるとい生活が継続し、原告が本訴を提起したもの。</p>	<p>被告における本件フローリング敷設による右騒音被害・生活妨害は、被告の右騒音等の問題に対する事前の対策が不十分なまま、原告らの承認を得ること及び本件マンションの管理組合理事会への正規の届け出なくされた本件フローリング敷設によりもたらされたもので、本件フローリングに防音措置(遮音材)の施されている床板材を使用すれば相当程度防音・遮音され、また、その費用もそれほど掛かるものではないことをも勘案すれば、右加害行為の態様は芳しくないものであり、しかも、多数回、かつ、現在まで約2年半にわたり継続して、従前より4倍以上の防音・遮音悪化の状態でなされたものであり、そのうえ、早朝または深夜にわたることも度々であったのであるから、…、平均人の通常感覚ないし感受性を基準として判断してもなお、本件フローリング敷設による右騒音被害・生活妨害は社会生活上の受忍限度を超え、違法なものとして不法行為を達成すると言うことができる。</p> <p>右不法行為により、原告ら両名に対し多大な精神的苦痛を与えたものと言すべきところ、被告における本件フローリングによる前記騒音被害・生活妨害の態様・回数・期間・内容等を総合して勘案すれば、原告らのかかる精神的苦痛を慰謝するには、原告ら両名に対し各75万円をもってするのが相当と思料する。</p>	<p>慰謝料75万円</p>
10	店舗騒音	東京地裁 平14・4・24	<p>スーパーマーケットの室外機による騒音被害等を受けている原告近隣居住者(5名)が、被告スーパーマーケット経営会社等に対して、損害賠償等を求めて訴訟を提起したもの。</p>	<p>本件室外機による騒音は、…毎日継続して発生しており、就寝時間に当たる深夜、早朝も続いていること、…長期間にわたること、…等の事情が認められ、これらの事情によれば、本件室外機による騒音は、社会生活上受忍すべき限度を超えた違法なものであると認めることができる。</p> <p>前記認定事実によれば、原告らは、長期間にわたり昼夜を問わず本件室外機による騒音の被害を受け、特に、原告ら居住部分北側2室を使用していた原告C、同D及び同Eは、安眠を妨害される等の生活を強いられていたことが認められる。また、同時に、前記認定事実によれば、本件建物は、近隣商業地域であり、夜間も交通量の比較的多いバスも運行する道路に面しており、元来、住居専用地域等の静謐な環境ではないこと、本件建物については、設計段階から原告ら居住部分の真下である1階にスーパーマーケットが入ることが決定されており、店舗営業に伴う一定程度の騒音は当然に予想されたものであったこと、被告は、…騒音防止のための方策も講じるなどの努力をしていること、…等の事実を認めることができる。</p> <p>これらの事実によれば、本件室外機の騒音により原告らに支払われるべき慰謝料額は、原告C、同D及び同Eについてはそれぞれ1日当たり200円と認めるのが相当であり、また原告A及び同Bについてはそれぞれ1日当たり100円と認めるのが相当である。</p>	<p>慰謝料1日当たり200円、100円 (※月額に換算すると、6,000円、3,000円)</p>

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

11	解体工事騒音	さいたま地裁 平21・3・13	被告が行った建物解体工事の際の騒音等により、原告の近隣住民が被害を受けたとして慰謝料等を求めたもの。	<p>本件工事により本件敷地境界線部分で94デシベルの騒音が発生したと認められるから、距離減衰により9デシベルの騒音低下が生じれば騒音は受忍限度の範囲内といえる85デシベルの範囲内に収まることになる。そして、上記距離減衰の式によると、音源から85メートル離れることにより、9.04デシベル騒音は低下することになる。</p> <p>以上の考えに基づき、本件敷地から85メートルの範囲内に敷地が含まれる原告らを判別すると、別紙原告ら…(以下「範囲内原告」という。)となる。これらの原告は、被告に対し、騒音被害による不法行為に基づき、損害賠償請求権を有しているというべきである。</p> <p>既に認定したとおり、本件工事により範囲内原告に対し不法行為を構成するのは、平成18年11月末ころから平成19年2月末ころまで、散発的に生じる、ある程度継続的に94デシベルに達する騒音である。騒音が発生していたのは約3か月間の月曜日から土曜日の午前8時から午後5時ころであったこと、違法な騒音は毎日発生するとは限らず、発生する日も1日中違法な騒音が続いたわけではないことなどからすると、慰謝料は、一人当たり10万円が相当である。</p>	慰謝料10万円
12	犬による騒音と悪臭	京都地裁 平3・1・24	賃貸人の飼犬(シェパード)が賃借人の居住部分近くで飼われ、昭和62年6月24日ころから同63年9月7日ころまでの間、鳴き声による騒音及び糞による悪臭によって肉体的・精神的に多大な損害を被ったとして賠償を求めたもの。	<p>本件シェパード犬は被告にとって愛玩用に類する飼犬と認められ、その点で生活必需性は希薄であるから受忍限度は狭く解すべきであり、一方で、当事者間は賃貸人・賃借人の関係で、しかも戦前からの付き合い関係にあり、かつ、同一建物内で密着して生活し合い、共同使用中の中庭における出来事を中心とすることを考えると、受忍限度は広く解すべきこととなるけれども、さきに認定した加害行為の態様からすれば、本件の場合、右後者の事情を考慮に入れても、被告の行為は、その結果から見て、社会生活上の受忍限度を超えるもので、違法となるものというべきである。</p> <p>したがって、被告は、本件犬の鳴き声による騒音、糞の放置による悪臭・蠅の発生の解消に真摯に努力しなかった飼犬飼育上の違法行為により、本件賃借部分に居住する原告らが受けた肉体的・精神的損害を賠償する義務がある。</p>	慰謝料各10万円

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

13	下水の悪臭等	横浜地裁 昭53・5・11	<p>被告の排水設備が下水のためしばしば溢水し、降雨時には下水が原告所有建物の床下、台所に浸水し、風呂場に汚水が逆流し、このため悪臭が発生する等の被害を被っているため、慰謝料等を請求したものの。</p>	<p>原告が被告に対して求める慰藉料請求は、被告の違法な下水の排泄行為に対する精神的損害を求めるものと解されるところ、右慰藉料を求めえる期間として、被告の原告に対する債権的通水権が消滅したと解される前示昭和45年11月4日以降、社会通念上被告が乙地の下水を通水させることがなくなると認められる本件排水管の撤去済みまでの期間を相当と認め、更にその金額は前示認定の諸事実に照らし、1か月一金5,000円の割合によることを相当と認める。</p>	<p>慰謝料月額5,000円</p>
14	産業廃棄物の悪臭等	高松地裁 平8・12・26	<p>被告廃棄物処理業者は、豊島において、和解条項に違反し、産業廃棄物の野焼きを連日行い、その煤煙やガスは激しい悪臭を放ち、また、被告会社が埋め立てた産業廃棄物に有害物質が大量に含まれており、土壌及び地下水を汚染しているため、原告住民が被った生活環境の悪化や自然環境破壊による精神的被害に対する慰謝料を請求したものの。</p>	<p>被告らは、昭和55年から平成2年11月に廃掃法違反で兵庫県警の摘発を受けて事実上事業を廃止するまで連日のように和解条項違反行為を繰り返していたこと、被告らの本件和解条項違反行為の結果、約51万トンという膨大な有害産業廃棄物が豊島に放置されることとなり、被告らは自らこれを撤去する意思も能力もないことに照らせば、被告らの右和解条項違反行為は債務不履行としては異例なほど態様が悪質であるというべきであり、その結果、個々の原告らについて別紙被害状況一覧表のとおり悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の毀損等による種々の精神的損害が発生しているのであるから、これらの事情を勘案すれば、各原告の精神的損害を慰謝するために必要な金員は少なくとも5万円を下ることはない認められる。</p>	<p>慰謝料各5万円</p>

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

15	豚舎の悪臭等	新潟地裁 昭43・3・27	<p>被告は、原告の家の前庭を隔ててわずか8メートルの場所に豚舎を建てて約50頭の豚の飼育をしており、これにより発生している悪臭や鳴き声の流入、蠅の飛来が原告住民に対する生活妨害であるとして、精神的苦痛に対する慰謝料を請求したもの。</p>	<p>われわれが社会共同生活をするうえに、多かれ少なかれ臭気、音響、震動その他雑多な生活妨害を受けることは避けられないことである。それ故に、すべての生活妨害を違法性ありとするものではなく、一般人が社会生活上受忍すべき限度を超える場合に違法となるというべきであろう。これらを総合すると、結局本件における生活妨害は、4月から11月までの間に限って受忍の限度を超えて違法であると解される。なお、豚の飼育は昭和41年9月からはじめたので同年9月ないし11月と翌年の4月中が本件不法行為の対象となるわけである。</p> <p>以上の次第で、被告の本件不法行為の成立を肯定できるが、被告が原告に支払うべき慰謝料額は、昭和41年9月ないし11月と同42年4月の期間中、1か月につき金4,000円の割合による金員をもって相当とする。</p>	<p>慰謝料16,000円(1か月当たり4,000円)</p>
16	工場の悪臭等	名古屋地裁 昭54・9・5	<p>魚類の残さい、獣骨など、元来極めて強い異臭を放つ原料を使った肥料、飼料の製造工場からの強烈な腐敗臭によって住民の健康と平穏な生活を営む権利が侵されたとして賠償を求めたもの。</p>	<p>財産的損害については、とくに分別して請求せず、本件悪臭による逸失利益の喪失等の損害を包括して、それによつて蒙つた精神的損害(慰謝料)として請求しているものと解すべきである。</p> <p>原告らの家族が蒙つた精神的苦痛が右の如き程度にまで達しているとは認められない本件においては、原告らの家族が蒙つた苦痛を原告自身の苦痛として請求することはできないというべきである。</p> <p>しかしながら本件における悪臭被害自体が広範かつ無差別に及んでいる極めて特殊なものであることに鑑みれば、原告らが、その家族に被害を受け、家庭生活が妨害されたとの主張は、結局原告らの世帯をともしする家族本人の慰謝料も、家族本人の意思により、あわせて請求している趣旨であると看做すのもやむを得ず、原告らの請求を判断するにあたっては、原告らの家族構成と、その家族本人が受けた被害をも考慮して損害額を認定するのが相当であり、かつ必要であるといわなければならない。</p> <p>人間の臭覚については、生理学的に未知の面が多いが、鼻の上部の臭細胞の興奮が、終局的には、大脳に伝達して臭現象を判断するというのであつて、人間の年齢、性別、気質、健康等により個人差のあることは否めず、悪臭の程度は、風向き、風速、大気の安定度の大気の状態と関連があるが、一般的、確率的には、悪臭の発生地点では、悪臭物質が大気中に濃密に存在するため、悪臭の程度も強く、発生地点から遠ざかるに従つて、大気中に拡散して希薄となり、悪臭の程度も弱くなるものであるから、悪臭によつて原告らの受けた精神的苦痛の程度も、本件工場からの距離に応じて強弱があるというべきである。</p>	<p>過去3年間の慰謝料 本件工場からの距離ごとに、 500メートル : 9000円/月 1000メートル : 8000円/月 1500メートル : 7000円/月 2000メートル : 6000円/月 3000メートル : 5000円/月</p>

慰謝料の金額に係る裁判例について

(審18)参考3

17	養鶏場の虫害	熊本地裁 平13・3・30	被告養鶏場から、悪臭、有毒ガス、虫害が発生しているとして、原告周辺住民が損害賠償請求を行ったもの。	<p>悪臭、有毒ガスについては、…原告らが被告養鶏場の発するアンモニア臭によって、日常生活に支障を来すような精神的苦痛などは生じているとは認めるに足りないというほかない。</p> <p>虫害については、…本件養鶏場から発生するハエの飛翔状況などが原告らに対し、その受忍限度を超える侵害行為となる場合に損害賠償請求の対象となる違法行為となるといえる。</p> <p>原告Aらについて、平成8年分の損害は認められる…。右原告らに対する慰謝料としては、各2万円が相当である。</p> <p>原告Bらについては、平成8年から平成10年までのハエの飛翔による損害の発生を認めることができ、右原告らに対する慰謝料としては、各6万円が相当である。</p>	慰謝料2万円、6万円
18	日照被害	東京地裁 平10・10・16	被告建物所有者は、建築確認を受けることなく、旧建物に3階部分の増築工事を始め、建物が完成したことから、原告が日照被害等の賠償を求めたもの。	<p>原告建物に対する日照侵害の程度についてみるに、原告建物の南側開口部付近において、冬至及び夏至では、被告ら旧建物と被告ら新建物とでほとんど差異はないが、これに対し、春分及び秋分では、被告ら旧建物では日影はほとんどなかったものの、被告ら新建物では、1日について、ほぼ3時間ないし4時間の日影を原告建物の南側開口部付近に及ぼしている。</p> <p>原告建物の南側開口部の前記認定の被害の程度、その他一切の事情を考えると、原告が被る慰謝料は1か月あたりおおむね1万円が相当であると認められるから、…35か月の間の慰謝料は35万円であるといえることができる。</p>	慰謝料月額1万円 (合計35万円)、財産的価値の下落額50万円

19	産業廃棄物火災による被害	那覇地裁 平19・3・14	被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故について、原告住民らが被った損害の賠償を求めたもの。	<p>原告らも、本件火災が発生した同日28日の午後から夕方にかけて、大量の煙や異臭が原告らが居住する地区に流入し、のどや頭の痛みを感じながら、市による避難勧告を受けて、自治会の公民館や親戚宅等へ避難し、避難先で不安な一夜を過ごしたものであって、避難勧告を受けてからおよそ1日が経過した翌日の午後5時ころになってようやく避難勧告が解除され、それぞれの自宅に戻ることができたものであるが、このように、突然、大量の煙や異臭に襲われ、体に不調を覚えながら、自宅を離れて避難せざるを得なかった原告らが受けた精神的、肉体的苦痛は、相当程度大きかったものといえることができ、これを慰謝するための慰謝料としては、原告1人につき10万円を認めるのが相当である。</p> <p>本件火災が発生した翌日の平成13年11月29日の朝には鎮火したものの、依然として、本件処分場からは煙が出ている状態であったこと、…は認定したとおりである。</p> <p>以上の検討結果によれば、原告らは、本件火災後も長期間にわたり、本件火災の結果本件処分場から発生し続けた煙や異臭により、その日常生活や農作業に深刻な影響を受けていたものと認められるのであって、これにより原告らが受けた精神的、肉体的苦痛も、相当程度大きかったものといえるところ、これを慰謝するための慰謝料としては、原告1人につき20万円を認めるのが相当である。</p>	慰謝料10万円(避難時)、20万円(長期の生活被害)
----	--------------	------------------	---	--	----------------------------